

技能検定「フィットネスクラブ・マネジメント」職種
に係る平成30年5月10日発表の3級学科試験合格
(一部合格)の発表及び通知の誤りについて

この度、一般社団法人日本フィットネス産業協会が実施した第2回（平成30年2月25日実施）のフィットネスクラブ・マネジメント職種技能検定試験において、3級学科試験合格（一部合格）の発表及び通知に誤りがあることが判明いたしました。詳細は次のとおりです。

受検者の方々をはじめ関係各位に多大なるご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。今後、このようなことの無いよう、細心の注意を払い、再発防止に努めてまいります。

1 経緯

(1) 誤り発覚について

平成29年度第2回「フィットネスクラブ・マネジメント」職種技能検定の合格発表を平成30年5月10日に当協会検定ホームページに発表し、又、受検者全員への文書送付（郵便）にて通知した。しかしながら、当協会の不手際により、3級学科試験のみ受検された2名が合格（一部合格）していることを見逃し、合格者受検番号から漏らし発表し、又、不合格と通知していたところ、平成30年5月14日、該当受検者のうち1名からの問い合わせにより本件誤りを確認した。

(2) 発表及び通知について

ア ホームページ合格発表用文書の作成について

(ア) 合格者番号一覧表の作成について

本件第2回技能検定試験の合格発表については、平成30年5月8日より翌9日にかけて、当協会事務局において、ホームページ合格発表掲載用の文書である①「合格者番号一覧表」を作成した。

作成の具体的作業内容は、②「受検者一覧表」（全受検生別に受検番号、学科試験合否、実技試験合否、技能検定合否等を一覧にした原表）のデータを基として、技能検定合格、学科試験合格（一部合格）、実技試験合格（一部合格）の受検番号を抽出する方法で行った。抽出した結果が、①「合格者番号一覧表」である。

(イ) 「合格者番号一覧表」の確認・照合について

上記（ア）の作業で作成した①「合格者番号一覧表」を、平成30年5月9日、当協会事務局の2名が印刷し、合格者番号一覧表に記載された受検者番号を、印

刷した②「受検者一覧表」の技能検定合格者、学科一部合格者、実技一部合格者の受検番号と照合した。

イ 当協会ホームページでの発表

平成30年5月10日午後1時に当協会ホームページで、平成29年度第2回「フィットネスクラブ・マネジメント」職種技能検定の合格発表を行った。

なお、当該ホームページでは、本件発表誤りを確認した平成30年5月14日に、掲載する合格者番号を修正しています。

ウ 第2回受検者全員への合否通知郵便の発送

(2) のアの作業後、平成30年5月10日18時に、技能検定合格者受検番号、学科試験合格者番号（一部合格）及び実技試験合格者番号（一部合格）を記載した文書を作成し、全受検者宛てに、郵便で発送した。

2 発生原因

(1) 合格発表及び通知に係る事務手順書が作成されていなかったこと

合格発表及び通知に必要な作業について、その標準作業を記した「事務手順書」を作成していなかったため、3級学科試験のみ受検した者が一部合格者リスト（合格者番号一覧表）から漏れる不手際が生じた。具体的には上記1の(2)のアの(ア)の作業では、学科試験のみ受検し、学科試験合格（一部合格）した2名は技能判定合否判定欄の表記が、技能検定合格でも不合格でもなく、欠席者と同じ「—」で表記してあったため、欠席者として処理され、合格者番号一覧表の3級学科試験合格者（一部合格）から漏れたもの。

(2) 3級学科試験合格者（一部合格者の学科試験受検番号）確認が不十分であったこと

上記1の(2)のアの(イ)の作業は、①「合格者番号一覧表」に記載された受検番号のみを照合しており、全受検者が記載されている②「受検者一覧表」に記載された受検者番号すべてについて照合していないため、そもそも抽出から漏れて①「合格者番号一覧表」に掲載されていない受検番号は何ら照合・確認されておらず、該当者の見落としが生じた。

3 合否見直しの対応

(1) 本件3級学科試験の受検者2名は3級学科試験で不合格と通知されたが合格点（65点以上）に到達していた。その結果、2名については、3級学科試験について一部合格となった。一部合格となった2名に対しては、当協会から個別に電話、郵送及びメール送付の方法により、既に合否結果の訂正の連絡を行っている。

(2) 誤りの公表について

本発表及び通知の誤りについては、当該検定のホームページ上で公表し、機会を捉えて、受検生及び関係者に広く伝えるように努める。

4 再発防止策

再発防止策として、今後このようなことがないように、以下の事項を徹底し、再発防止に努めます。

(1) 合格者受検番号確認事務手順を作成する

当技能検定委員会には、合格発表事務に当たり、合格者受検番号確認事務作業手順の定めがなかったため、標準事務手順書を整備する。また、②「受検者一覧表」の学科試験、実技試験及び技能検定合否判定欄の表示について、「合格」「不合格」「－」3種を表示していたが、より正確に内容を示すため、「合格」「不合格」「欠席」「免除（試験免除）」「学科のみ（学科試験のみの一部合格者）」「実技のみ（実技試験のみの一部合格者）」及び「－」の表示に改め、これに基づいて①「合格者一覧表」の作成作業を行うことで、「技能検定合格」「学科試験のみ合格」「実技試験のみ合格」を正しく抽出し、本件誤りの再発を防止する。

さらに、合格者受検番号の照合は、全受検者のデータが記載されている②「受検者一覧表」に記載された受検者番号すべてについて、①「合格者番号一覧表」に記載された受検者番号と確認する方法をとることとする。

(2) 合格者受検番号確認作業の担当者を決定する

(1) で作成する標準事務手順書では、次のア及びイの項目を満たすよう、各回の試験ごとに担当者を決定する。

ア 書類作成者と検証者（照合作業者）を別にする。

イ 検証者は複数人設定し、ダブルチェックを行う。

以上